

## 市第124号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が実施されることに伴い、本市職員が裁判員の職務を行う場合のサービスの取扱いについて、国と同様に、有給の特別休暇とします。

また、これに合わせて、これまで本市において職務専念義務の免除として取り扱ってきた制度のうち、国や他の政令指定都市において特別休暇として措置されており、次世代育成支援の観点等から、勤務しないことを職員の勤務条件として保障することが妥当であると認められるものについて、新たに特別休暇として規定します。

- 1 新たに規定する特別休暇 〔第 4 条第 1 項追加〕
  - (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合  
「公民権行使休暇」として特別休暇に規定します。 〔第 11 号新設〕
  - (2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会  
その他官公署へ出頭する場合  
「公の職務執行休暇」として特別休暇に規定します。 〔第 12 号新設〕  
なお、休暇を受けることができる場合に、「裁判員として裁判所に出頭する場合」を加えます。
  - (3) 職員が生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合  
「育児時間」として特別休暇に規定します。 〔第 13 号新設〕
  - (4) 男性職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる  
場合  
「配偶者の出産のための休暇」として特別休暇に規定します。〔第 14 号新設〕
  - (5) 男性職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就  
学の始期に達するまでの子を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤  
務しないことが相当であると認められるとき  
「男性職員の育児参加休暇」として特別休暇に規定します。 〔第 15 号新設〕
- 2 その他の改正 〔第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号改正〕

出産休暇及び生理日休暇を規定する条文中における「女子職員」の文言を、労働基準法の文言に合わせるため、「女性職員」に改めます。
- 3 附則
  - (1) 施行期日 〔附則第 1 項〕

平成 21 年 4 月 1 日（ただし、裁判員に係る部分については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行にあわせて、平成 21 年 5 月 21 日とします。）
  - (2) 関係条例の改正（文言整理） 〔附則第 2 項〕

横浜市職員の育児休業等に関する条例の条文中における育児時間について、横浜市一般職職員の休暇に関する条例における育児時間として定義付けます。